

7. 市川市民の方が市川市外の認可保育施設を申込み場合

【市外に転出予定がある場合】

市外に転出予定がある方は、転出予定先市区町村の保育施設入園担当課へ直接利用申込みをしてください。転入後の手続きについても、直接転出予定先市区町村へお問い合わせください。

【自宅や勤務地に近接・在勤・里帰り出産等の場合】

希望する認可保育施設が自宅や勤務先に近い等の理由により市川市外の認可保育施設の利用を希望する場合は、住民票がある市川市に、以下の手順により利用申込みをしてください。

市川市で申込み受付をした書類は、希望する保育施設がある市区町村の保育施設入園担当課へ送付し、保育施設のある市区町村で利用調整を行うことになります。

1. 希望する保育施設のある市区町村の保育施設入園担当課に、市外からの申込みについて確認する。

【確認の際に説明する事項】

- ① 現在の住民票が市川市にあること
- ② その市区町村の保育施設を希望する理由
(自宅や勤務先に近い、保護者がその市区町村で就労している、里帰り出産等)
- ③ お子さんの生年月日、健康状態、保育の状況等
- ④ 保護者の就労等の状況、世帯の状況等

【確認する事項】

- ① 入園希望月の申込み締切日
- ② 申込みに必要な書類
- ③ 市区町村外からの申込み制限
- ④ 希望する保育施設の空き状況
- ⑤ 申込みする際の注意点

※市区町村によっては、市区町村以外からの申込みには制限があり、申込みができない場合があります。また、申込み締切日や必要書類、申込み制限、利用調整基準等が市区町村により異なり、提出書類の不足により利用調整の対象にならない場合や不利になる場合等がありますので、必ず事前にご確認ください。

2. 希望市区町村の締切日の10日前までに、申込みに必要な書類を揃えて市川市に提出する。

※締切日の10日前を過ぎた場合、希望市区町村への提出が間に合わないことがありますのでご了承ください。(希望園変更についても同様です)

◆提出書類

- ① 教育・保育給付認定申請書（市川市指定の様式、P9 参照）
※すでに支給認定証の交付を受けている場合は不要
- ② 保育所等利用申込書（市川市指定の様式、P9 参照）
- ③ 保育の必要性を確認する書類（市川市指定の様式、P9～10 参照）
- ④ 住民税課税(非課税)証明書（コピー可、P12 参照）
※市区町村により必要な証明書の年度が異なりますので、事前にご確認ください。
- ⑤ その他状況に応じて提出していただく書類（該当する場合のみ、P11～13 参照）
- ⑥ 希望する保育施設のある市区町村に確認した必要書類(例:母子手帳の写し等)